

扱い	テレビ・ラジオ・新聞 制限無し
解禁	無し

## 記者発表資料

平成24年 3月23日

### 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する 調査・観測及び対策を検討します

－第2回 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会の開催－

現在、雲仙・普賢岳の火山活動は終息しているものの、雲仙岳平成新山周辺には、噴火活動に伴い、溶岩ドームと呼ばれる巨大な岩塊群が不安定に存在し、溶岩ドーム崩壊等の災害が懸念されています。平成23年9月20日に、雲仙・普賢岳火山砂防促進期成同盟会は、国土交通省雲仙復興事務所に対して溶岩ドームの調査・観測体制の充実と溶岩ドーム崩壊に関する対策の要望を行いました。

それを受けて、国土交通省と長崎県は平成24年12月19日に第1回雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会を開催しました。引き続き、溶岩ドーム崩落の調査・観測及び対策を検討するため、第2回雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会を下記のとおり開催します。

#### 【委員会概要】

名称：第2回雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会

日時：平成24年 3月28日（水） 14：00～16：00

場所：杉谷公民館 1階 大ホール（島原市宇土町乙 687 番地 1）

詳細は別紙「議事次第」参照

発表記者クラブ  
・島原記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所  
(0957) 64-4171 (代表)  
技術副所長 田中 育穂 (内204)  
調査・品質確保課長 前田 昭浩 (内351)  
ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/unzen/>

第 2 回 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する  
調査・観測及び対策検討委員会  
議事次第

開催日時 : 平成 2 4 年 3 月 2 8 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

開催場所 : 杉谷公民館 1 階 大ホール (島原市宇土町乙 687 番地 1)

議事次第 :

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 検討次第

- (1) 前回委員会の討議概要
- (2) 溶岩ドームの崩壊により発生する現象について
- (3) 溶岩ドームの崩壊規模と対策の対象
- (4) 溶岩ドーム崩壊対策の考え方について
- (5) 今後の課題と展開

4. 閉 会

## 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会

## 設置趣意書

雲仙・普賢岳は平成 2 年 11 月 17 日に 198 年ぶりに火山活動を再開し、その活発な噴火活動により火砕流が発生し 44 人の尊い人命が奪われ、さらには降雨による土石流の発生により、地域生活や経済活動に長期にわたって甚大な被害を与えた。

雲仙復興事務所は、雲仙・普賢岳の噴火活動中から現在まで、噴火災害により被害を受けた地域の安全を確保し、早急な災害対策を進め、地域復興に貢献するため、砂防堰堤、導流堤、監視体制の整備などを進めてきた。

現在、一連の噴火活動は終息しているものの、雲仙・普賢岳周辺には、溶岩ドームと呼ばれる巨大な岩塊群が不安定に存在し、崩落等の危険性が懸念されるため、平成 23 年 3 月 18 日「第 1 回 雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」、平成 23 年 8 月 29 日第 2 回同委員会を開催した。

当委員会により、ある一定条件の下での溶岩ドームの崩壊影響範囲の試算結果が示され、今後も溶岩ドームの挙動について継続的な調査・観測が必要であること、関係機関が連携して雲仙・普賢岳の防災対策に取り組むべきであることが報告され、平成 23 年 9 月 20 日 雲仙・普賢岳火山砂防促進期成同盟会より雲仙復興事務所へ、溶岩ドームの調査・観測体制の充実と溶岩ドーム崩壊に関する対策の要望があったため、溶岩ドーム崩落の調査・観測及び対策を検討することとした。

検討にあたっては、溶岩ドーム崩落が火山学や地球物理学からも稀な現象であり、火山防災および砂防に関する高度な学術的知見が不可欠であること、及び関係機関が連携して雲仙・普賢岳の防災対策に取り組む必要があることから、学識経験者や各行政機関関係者から構成される「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」を設置することとする。

## 「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」規約

## 第 1 条（趣旨）

この規約は、「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

## 第 2 条（目的）

本委員会は、溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策の検討を目的とする。

## 第 3 条（組織）

委員会は、事務局が設置する。

- 委員会の委員は、事務局が委嘱する。

## 第 4 条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。
- 委員長に事故があった場合には、委員長が予め委員の中から指名する者が職務を代行する。

## 第 5 条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て事務局が招集する。

- 委員の任期は原則として 1 年とし、再任を妨げない。
- 委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。なお、行政委員の代理出席も委員会の成立数とする。

## 第 6 条（公開）

委員会の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

- 特段の理由がある場合は、委員会の判断により非公開とすることができる。

## 第 7 条（オブザーバー）

雲仙・普賢岳周辺の関係機関を委員会のオブザーバーとする。

- 委員会に参加するオブザーバーは、委員会の提言等をふまえ、必要に応じて事務局が変更するものとする。

## 第 8 条（事務局）

委員会の事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口は国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所に置く。

国土交通省 九州地方整備局 河川部  
国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所  
長崎県 危機管理監 危機管理課  
長崎県 土木部 砂防課

## 第 9 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

## 第 10 条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

## 附則（施行期日）

この規約は、平成 23 年 12 月 19 日より施行する。

## 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会

## 委員名簿

(順不同・敬称略)

## 【学識委員】

委員長 小橋 澄治	京都大学 名誉教授 (砂防)
下川 悦郎	鹿児島大学農学部生物環境学科 教授 (砂防)
清水 洋	九州大学大学院理学研究院附属 地震火山観測研究センター 教授 (火山)
里深 好文	立命館大学理工学部 都市システム工学科 教授 (砂防)
山田 孝	三重大学大学院生物資源学研究科 教授 (砂防)
木村 拓郎	一般社団法人減災・復興支援機構 理事長 (防災)

## 【行政委員】

池田 滋	福岡管区气象台 火山防災情報調整官
植田 剛史	九州地方整備局 河川部長
坂谷 朝男	長崎県 危機管理監【代理：武末 和博 危機管理課長】
村井 禎美	長崎県 土木部長
江口 道信	長崎県 島原振興局長
横田 修一郎	島原市 市長
藤原 米幸	南島原市 市長
奥村 慎太郎	雲仙市 市長【代理：町田 義博 副市長】

## 【オブザーバー】

中原 一則	林野庁 長崎森林管理署 署長【欠席】
井野 常雄	林野庁 九州森林管理局森林整備部 治山技術専門官
加藤 雅寛	環境省 九州地方環境事務所 雲仙自然保護官事務所 自然保護官
佐藤 義高	長崎県 農林部 森林整備室長

## 【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 (河川部、雲仙復興事務所)  
長崎県 (危機管理監、土木部)